2　競争参加資格

⑴　次に掲げる条件を満たしている単体有資格業者、又は次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成24年８月10日付け近畿地方整備局長）に示すところにより近畿地方整備局長から「天ヶ瀬ダム再開発トンネル放流設備流入部建設工事」に係る特定ＪＶとしての競争参加資格（以下「特定ＪＶとしての資格」という。）の認定を受けている者であること。

ⓐ　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

ⓑ　近畿地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

ⓒ　近畿地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評点数が1,200点以上であること。）。

ⓓ　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記ⓑの再認定を受けた者を除く。）でないこと。

ⓔ　単体有資格業者、特定ＪＶのすべての構成員及び経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）の構成員は、平成９年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記㋐の要件を満たす工事（発注機関は問わない。以下「同種工事」という。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㋐　矢板を用いた締め切り又はセル式、その他土堤以外での締め切りを伴う、堰・水門工事で、堰・水門の最大径間長が10ｍ以上の工事。

なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が平成９年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員はそれぞれ平成９年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記㋑の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㋑　最大径間長が５ｍ以上の堰・水門の工事。

同種工事の実績及びその他構成員の実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ⓕ　本工事に特定ＪＶ又は経常ＪＶとして資格申請書を提出した場合、その構成員は単体として資格申請書及び技術提案書を提出することはできない。

ⓖ　資格申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

ⓗ　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

ⓘ　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照）。

ⓙ　入札参加希望者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより電子入札システムからダウンロードした当該工事の入札説明書及び図書等に基づき資格申請書及び技術提案書を作成すること（ただし、電子媒体（ＣＤ－Ｒ等）を下記５⑵ⓑに持参することにより電子データの交付を受け、資格申請書及び技術提案書を作成した者も可とする。）。

ⓚ　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵から⑷までは第１号２⑵から⑷までに同じ。

3　設計施工一括に関する事項

⑴　技術提案書の作成　入札説明書及び設計図書に基づき、施工場所の地形条件、周辺環境、維持管理面等に配慮した適切な設計を立案し、その内容を示した技術提案書を提出すること（詳細は入札説明書参照。）。

㋐　流入部及び前庭部設計に係る技術提案（実施設計に係る範囲を対象）
・流入部及び前庭部設計の成立性

⑵　技術提案書に対応した設計数量及び見積書の作成　技術提案書に対応した設計数量及び見積書を作成し、提出すること（詳細は入札説明書参照。）。

4　総合評価に関する事項

⑴　入札に関する事項

ⓐ　高度技術提案については「工事目的物の性能・機能の向上に関する事項」を評価項目とし、具体的には以下のとおりである。
＜実施設計及び施工＞

㋐　流入部及び前庭部設計に係る技術提案（実施設計に係る範囲を対象）
・流入部及び前庭部設計の成立性

㋑　施工日数の短縮
・流入部及び前庭部施工の工期短縮

ⓑ　標準技術提案については「工事目的物の性能・機能の向上に関する事項」及び「社会的要請の対応に関する事項」を評価項目とし、具体的には以下のとおりである。

㋐　流入部及び前庭部の強度、耐久性及び維持管理性の向上を考慮した施工時の創意工夫の提案
・品質管理（材料、試験等）
・出来形管理（計測等）
・施工方法（工法、機械器具等）

㋑　周辺の環境対策の提案
・水質汚濁防止対策の工夫

ⓒ　「施工体制」についての評価項目は以下のとおりである。

㋐　施工体制確保の確実性

㋑　品質確保の実効性

ⓓ　総合評価の方法は、次の要件に該当する者のうち、下記⑵によって得られる標準点と入札参加者それぞれの提案の評価による加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　上記ⓐからⓒまでの内容が適正であること。

㋒　評価値が標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。

⑵　提案について

ⓐ　入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点として100点を与えるものとし、流入部及び前庭部設計に係る技術提案（実施設計に係る範囲を対象）の「流入部及び前庭部設計の成立性」、施工日数の短縮の「流入部及び前庭部施工の工期短縮」、流入部及び前庭部の強度、耐久性及び維持管理性の向上を考慮した施工時の創意工夫の提案の「品質管理（材料、試験等）」、「出来形管理（計測等）」、「施工方法（工法、機械器具等、）」及び周辺の環境対策の提案の「水質汚濁防止対策の工夫」についての評価の配点は、それぞれ20：10：５：５：５：５とし、指定テーマの得点（素点）の合計点を技術評価点とする。

ⓑ　施工体制については、「施工体制確保の確実性」及び「品質確保の実効性」について３段階で判定し、その評価に応じて、それぞれ15／５／０点の加算点を与えるものとする。

⑶から⑷までは第１号４⑶から⑷までに同じ。